

八戸市奨学金条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

償還免除型の第1種特別奨学金を償還義務のない第2種特別奨学金に統合し、その名称を給付型奨学金にするとともに、その他所要の改正をするためのものである。

2 改正の主な内容

- ・第1種特別奨学金に関する規定を削除する。
- ・第2種特別奨学金の名称を給付型奨学金に改める。
- ・一般奨学金の名称を貸与型奨学金に改める。

[附則関係]

改正前の条例（旧条例）の規定により既に奨学金の申請した者や決定を受けた者に不利益が及ばないように、経過措置規定を設ける。

①第1種特別奨学金に係る経過措置

- ・旧条例の規定による第1種特別奨学金に係る奨学生への申請者（予約採用者）について、奨学生としての決定や貸与・償還は従前の例による。

既に申請を行い、予約採用を受けている者（令和5年度中に選考を通過した令和6年度入学予定者）は、入学後に貸与の決定を受けることができるほか、貸与や償還（償還免除を含む。）の取扱いも従前どおりとする。

- ・旧条例の規定による第1種特別奨学金の奨学生について、貸与・償還は従前の例による。

既に決定を受けている奨学生は、引き続き、貸与を受けることができるほか、償還（償還免除を含む。）の取扱いも従前どおりとする。

②第2種特別奨学金及び一般奨学金に係る経過措置

- ・旧条例の規定による第2種特別奨学金・一般奨学金に係る奨学生への申請者（予約採用者）は、それぞれ、改正後の条例（新条例）の給付型奨学金・貸与型奨学金への申請者とみなす。
- ・旧条例の規定による第2種特別奨学金・一般奨学金の奨学生は、それぞれ、新条例の給付型奨学金・一般奨学金の奨学生とみなす。

3 施行期日

令和6年4月1日

1 八戸市奨学金の統合再編等に係るスキームの全体像

令和5年度（現行制度）	令和6年度から	
■第1種特別奨学金 大学 2人 10万円 [評定4.5]	■給付型奨学金 高校 15人 2万円 [評定4.0] 大学 <u>25人</u> 4万円 [評定4.0]	<ul style="list-style-type: none"> ・第1種特別奨学金（償還免除型）を第2種特別奨学金（給付型）に統合し、「給付型奨学金」に再編 ・給付型奨学金の募集人数増 34人（1種2人、2種32人）⇒ 40人（6人、17.6%増）
■第2種特別奨学金 高校 15人 2万円 [評定4.0] 大学 17人 4万円 [評定4.0]		
■一般奨学金（予約） 高校 10人 2万円 [評定3.5] 大学 20人 4万円 [評定3.0]	■貸与型奨学金（予約） 高校 10人 <u>1~2万円</u> [評定3.0] 大学 20人 <u>1~4万円</u> [評定3.0]	<ul style="list-style-type: none"> ・一般奨学金（貸与型）の名称を「貸与型奨学金」に改正 ・貸与型奨学金の高校予約枠の学業成績要件を緩和 3.5 ⇒ 3.0 ・貸与型奨学金の貸与額を1万円刻みの選択制に変更
■一般奨学金（在学） 高校 10人 2万円 [評定3.0] 大学 10人 4万円 [評定3.0] 専修 5人 4万円 [評定3.0]		

※赤字部分が今回の条例改正によるもの。

2 今後のスケジュール

令和6年2月下旬	総務協議会での報告（条例改正）、3月議会への議案提出
3月下旬	3月教育委員会定例会への議案提出（規則改正）
4月1日	改正条例及び改正規則の施行
5月	八戸市奨学生採用選考指針の改正、令和6年度八戸市奨学生募集要項の制定